

北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第13条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の依頼を受け、北設楽郡内の地域交通に関する事項について、調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会の名称は別表のとおりとし、構成員は協議内容に応じて幹事長が指名する。

(役員)

第4条 幹事会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名
- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を代理する。
- 4 役員は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、協議会の要請又は幹事長が必要に応じ、随時開催することができる。

- 2 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(提出)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

名 称	北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会
-----	-------------------